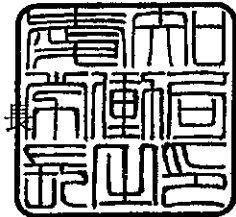


登録教習機関廃止の公示

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第49条による届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年1月26日

愛知労働局長



1. 名 称 一般財団法人日本スポット溶接協会
2. 所 在 地 愛知県名古屋市長区鳴海町大清水69番地1577
3. 代表者職氏名 代表理事 竹本 禎久
4. 登 録 番 号 第 1 4 8 9 号
5. 登 録 区 分 フォークリフト運転技能講習
6. 廃止する年月日 令和7年12月26日

